

不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方
 (新旧対照表)

(下線は改定部分)

改定	現行
目次	目次
第1 はじめに 1	第1 はじめに 1
1 本考え方の目的 1	1 本考え方の目的 1
2 本考え方の構成 1	2 本考え方の構成 1
第2 優良・有利誤認表示 2	第2 優良・有利誤認表示 2
1 本法上の「表示」 2	1 本法上の「表示」 2
2 優良・有利誤認表示 <u>2</u>	2 優良・有利誤認表示 <u>3</u>
(1) 本法第5条第1号及び第2号の規定 <u>2</u>	(1) 本法第5条第1号及び第2号の規定 <u>3</u>
(2) 優良・有利誤認表示の意義等 3	(2) 優良・有利誤認表示の意義等 3
第3 課徴金対象行為 <u>3</u>	第3 課徴金対象行為 <u>4</u>
第4 課徴金額の算定方法 4	第4 課徴金額の算定方法 4
1 「課徴金対象期間」 <u>4</u>	1 「課徴金対象期間」 <u>5</u>
(1) 本法第8条第2項の規定 <u>4</u>	(1) 本法第8条第2項の規定 <u>5</u>
(2) 「課徴金対象行為をした期間」 <u>5</u>	(2) 「課徴金対象行為をした期間」 <u>6</u>
(3) 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」 <u>5</u>	(3) 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」 <u>6</u>
(4) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置 <u>6</u>	(4) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置 <u>7</u>
(5) 想定例 <u>7</u>	(5) 想定例 <u>8</u>
2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」 <u>8</u>	2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」 <u>10</u>

改定	現行
<p>3 「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法) <u>11</u></p> <p>(1) 「売上額」 <u>11</u></p> <p>(2) 「売上額」の算定方法(「政令で定める方法」) <u>11</u></p> <p>4 <u>売上額の推計</u> <u>14</u></p> <p>(1) 「当該事業者が課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第25条第1項による報告を求められたにもかかわらずその報告をしない場合」 <u>14</u></p> <p>(2) <u>具体的な推計方法</u> <u>14</u></p> <p>5 <u>課徴金の額の加算</u> <u>15</u></p> <p>第5 「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否か <u>15</u></p> <p>1 「相当の注意を怠った者でないと認められる」 <u>16</u></p> <p>2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」 <u>17</u></p> <p>3 想定例 <u>18</u></p> <p>第6 規模基準 <u>20</u></p> <p>第7 課徴金納付命令に関する不実証広告規制 <u>21</u></p> <p style="text-align: center;">不当景品類及び不当表示防止法第8条 (課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方</p> <p style="text-align: right;">(平成28年1月29日消費者庁) <u>一部改定 令和●年●月●日消費者庁長官決定</u></p>	<p>3 「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法) <u>12</u></p> <p>(1) 「売上額」 <u>12</u></p> <p>(2) 「売上額」の算定方法(「政令で定める方法」) <u>13</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第5 「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否か <u>16</u></p> <p>1 「相当の注意を怠った者でないと認められる」 <u>17</u></p> <p>2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」 <u>17</u></p> <p>3 想定例 <u>19</u></p> <p>第6 規模基準 <u>21</u></p> <p>第7 課徴金納付命令に関する不実証広告規制 <u>22</u></p> <p style="text-align: center;">不当景品類及び不当表示防止法第8条 (課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方</p> <p style="text-align: right;">平成28年1月29日消費者庁</p>

改定	現行
<p>第1 はじめに</p> <p>1 本考え方の目的</p> <p><u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「本法」といい、本法の引用に際しては、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正後の条文を引用する。）は、事業者が、不当な表示を禁止する本法「第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。〔略〕）」（以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、消費者庁長官（本法第38条第1項の規定により内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官をいう。以下同じ。）は、その他の要件を満たす限り、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならないことを定めている（本法第8条第1項本文。以下同項本文の規定による命令を「課徴金納付命令」という。）。</u></p> <p><u>本考え方は、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、本法に基づく課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方を示すことを目的とする。</u></p> <p><u>なお、令和●年●月●日改定後の本考え方は、改正法の施行の日から施行する。</u></p> <p>2 本考え方の構成</p> <p>本考え方は、前記1の目的を踏まえ、まず、第2において、課徴金対象行為を基礎付ける不当な表示、すなわち、<u>本法第5条第1号</u></p>	<p>第1 はじめに</p> <p>1 本考え方の目的</p> <p><u>不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「本法」という。）への課徴金制度の導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成26年法律第118号。以下「本改正法」といい、本法の引用に際しては本改正法施行後の条文を引用する。）が平成26年11月19日に成立し（同月27日公布）、平成28年4月1日から施行される。</u></p> <p><u>本改正法の施行に伴い、事業者が、不当な表示を禁止する本法「第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。〔略〕）」（以下「課徴金対象行為」という。）を施行日以後にしたときは、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならないこととなる（本法第8条第1項本文。以下同項本文の規定による命令を「課徴金納付命令」という。）。</u></p> <p><u>そこで、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、本法に基づく課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方を示すこととする。</u></p> <p>2 本考え方の構成</p> <p>本考え方は、前記1の目的を踏まえ、まず、第2において、課徴金対象行為を基礎付ける不当な表示すなわち<u>本法第5条第1号に該</u></p>

改定	現行
<p>に該当する表示（以下「優良誤認表示」という。）及び同条第2号に該当する表示（以下「有利誤認表示」といい、優良誤認表示及び有利誤認表示を総称する場合は「優良・有利誤認表示」という。）の考え方を示す。</p> <p>その上で、第3以下において、課徴金納付命令の基本的要件の意義や考え方について説明するものである。具体的には、第3において課徴金対象行為、第4において課徴金額の算定方法、第5において「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か、第6において規模基準、第7において課徴金納付命令に関する不実証広告規制の考え方を示す。</p> <p>なお、本考え方においては必要に応じて「想定例」を掲げているが、これら「想定例」は、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、仮定の行為を例示したものである。具体的な行為が課徴金納付命令に関する各要件を満たすか否かは、本法の規定に照らして個別事案ごとに判断されることに留意する必要がある。</p> <p>第2 優良・有利誤認表示</p> <p>事業者が優良・有利誤認表示をする行為をしたとき、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、その行為をした事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならないことを踏まえ、本法上の「表示」（本法第2条第4項）を後記1にて確認した上で、優良・有利誤</p>	<p>当する表示（以下「優良誤認表示」という。）及び同条第2号に該当する表示（以下「有利誤認表示」といい、優良誤認表示及び有利誤認表示を総称する場合は「優良・有利誤認表示」という。）の考え方を示す。</p> <p>その上で、第3以下において、課徴金納付命令の基本的要件の意義や考え方について説明するものである。具体的には、第3において課徴金対象行為、第4において課徴金額の算定方法、第5において「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か、第6において規模基準、第7において課徴金納付命令に関する不実証広告規制の考え方を示す。</p> <p>なお、本考え方においては必要に応じて「想定例」を掲げているが、これら「想定例」は、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、仮定の行為を例示したものである。具体的な行為が課徴金納付命令に関する各要件を満たすか否かは、本法の規定に照らして個別事案ごとに判断されることに留意する必要がある。</p> <p>第2 優良・有利誤認表示</p> <p><u>本改正法は、優良・有利誤認表示に関する従来の規定を変更したものではないが、本改正法の施行に伴い、事業者が優良・有利誤認表示をする行為をしたとき、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、その行為をした事業者に対し、課徴金の納付を命じなけれ</u></p>

改定	現行
<p>認表示について、後記2に概要を記載する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第3 課徴金対象行為</p> <p>課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である（本法第8条第1項）。したがって、例えば、事業者が、<u>本法第36条第1項</u>の規定に基づく協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命ずることはない。</p> <p>[本法] (課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をし</p>	<p><u>ばならなくなる</u>ことを踏まえ、本法上の「表示」（本法第2条第4項）を後記1にて確認した上で、優良・有利誤認表示について、後記2に概要を記載する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第3 課徴金対象行為</p> <p>課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である（本法第8条第1項）。したがって、例えば、事業者が、<u>本法第31条第1項</u>の規定に基づく協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命ずることはない。</p> <p>[本法] (課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした</p>

改定	現行
<p>た期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第4 課徴金額の算定方法</p> <p>課徴金額は、(ア)「課徴金対象期間に取引をした」(イ)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の(ウ)「政令で定める方法により算定した売上額」に、<u>3%</u>(課徴金の額の加算がされる場合は4.5%)を乗じて得た額となる(本法第8条第1項本文、第5項。課徴金の額の加算については後記5参照)。</p> <p>そこで、以下では、課徴金額算定の基礎となる「売上額」を算定するに当たり必要な要素である、(ア)「課徴金対象期間」、(イ)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」、(ウ)「政令で定める方法により算定した売上額」について説明する。</p> <p>[本法]</p> <p>(課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象</p>	<p>第4 課徴金額の算定方法</p> <p>課徴金額は、(ア)「課徴金対象期間に取引をした」(イ)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の(ウ)「政令で定める方法により算定した売上額」に、<u>3%</u>を乗じて得た額となる(本法第8条第1項本文)。</p> <p>そこで、以下では、課徴金額算定の基礎となる「売上額」を算定するに当たり必要な要素である、(ア)「課徴金対象期間」、(イ)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」、(ウ)「政令で定める方法により算定した売上額」について説明する。</p> <p>[本法]</p> <p>(課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象</p>

改定	現行
<p>行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>1 「課徴金対象期間」</p> <p>(1) 本法第8条第2項の規定</p> <p>本法第8条第2項は、「課徴金対象期間」について、以下の(i)又は(ii)の期間であるとしつつ、当該期間が3年を超えるときは、当該期間の末日から遡って3年間であると定めている。</p> <p>(i) 原則：「課徴金対象行為をした期間」(後記(2)参照)</p> <p>(ii) 課徴金対象行為を「やめた日」から①6か月を経過する日、又は、②「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置」(以下「一般消費者の誤認のおそれの解消措置」という。)をとった日のいずれか早い日までの間に、当該「課徴金対象行為に</p>	<p>1 「課徴金対象期間」</p> <p>(1) 本法第8条第2項の規定</p> <p>本法第8条第2項は、「課徴金対象期間」について、以下の(i)又は(ii)の期間であるとしつつ、当該期間が3年を超えるときは、当該期間の末日から遡って3年間であると定めている。</p> <p>(i) 原則：「課徴金対象行為をした期間」(後記(2)参照)</p> <p>(ii) 課徴金対象行為を「やめた日」から①6か月を経過する日、又は、②「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置」(以下「一般消費者の誤認のおそれの解消措置」という。)をとった日のいずれか早い日までの間に、当該「課徴金対象行為に</p>

改定	現行
<p>係る商品又は役務の取引をした」場合：課徴金対象行為をした期間に、当該「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間（後記(3)及び(4)参照）</p> <p>〔本法〕 （課徴金納付命令）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとったときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。</p> <p><u>3～6</u>（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」</p>	<p>係る商品又は役務の取引をした」場合：課徴金対象行為をした期間に、当該「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間（後記(3)及び(4)参照）</p> <p>〔本法〕 （課徴金納付命令）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとったときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。</p> <p><u>3</u>（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」</p>

改定	現行
<p>本法第8条第2項は、課徴金額の算定に当たり、課徴金対象行為に係る表示により生じた「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」が存続する期間を、課徴金対象行為をやめた後（一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらない限り）最長6か月とみなし、当該期間のうち「最後に当該取引をした日までの期間」も、課徴金対象期間に含めることとしている。</p> <p>なお、この「最後に当該取引をした日までの期間」とは、当該課徴金対象行為を「やめた日」から①6か月を経過する日又は②一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとった日のいずれか早い日までの間に、最後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした日までの期間である。例えば、事業者が課徴金対象行為をやめた日から一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま9か月間課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引を継続したとしても、課徴金対象行為をやめた日から6か月を経過する日が課徴金対象期間の終期となる（9か月を経過した日が終期となるのではない。）。</p> <p>(4) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置</p> <p>一般消費者の誤認のおそれの解消措置とは、事業者が、課徴金対象行為に係る表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当する表示であることを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ</p>	<p>本法第8条第2項は、課徴金額の算定に当たり、課徴金対象行為に係る表示により生じた「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」が存続する期間を、課徴金対象行為をやめた後（一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらない限り）最長6か月とみなし、当該期間のうち「最後に当該取引をした日までの期間」も、課徴金対象期間に含めることとしている。</p> <p>なお、この「最後に当該取引をした日までの期間」とは、当該課徴金対象行為を「やめた日」から①6か月を経過する日又は②一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとった日のいずれか早い日までの間に、最後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした日までの期間である。例えば、事業者が課徴金対象行為をやめた日から一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま9か月間課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引を継続したとしても、課徴金対象行為をやめた日から6か月を経過する日が課徴金対象期間の終期となる（9か月を経過した日が終期となるのではない。）。</p> <p>(4) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置</p> <p>一般消費者の誤認のおそれの解消措置とは、事業者が、課徴金対象行為に係る表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当する表示であることを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ</p>

改定	現行
<p>つ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置をいう（不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 28 年内閣府令第 6 号。以下「本規則」という。）第 8 条）。</p> <p>課徴金対象行為に係る表示方法、表示内容や行為態様等は個別事案により多様であるため、当該課徴金対象行為に係る表示から生じる「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」を解消するため相当と認められる方法は個別事案によって異なるが、少なくとも、「一般消費者に周知する措置」である必要がある点に留意する必要がある。</p> <p>[本規則] （法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置）</p> <p>第八条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、課徴金対象行為に係る表示が同条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。</p> <p>[本法] （課徴金納付命令）</p> <p>第八条 （略）</p>	<p>つ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置をいう（不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 28 年内閣府令第 6 号）第 8 条）。</p> <p>課徴金対象行為に係る表示方法、表示内容や行為態様等は個別事案により多様であるため、当該課徴金対象行為に係る表示から生じる「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」を解消するため相当と認められる方法は個別事案によって異なるが、少なくとも、「一般消費者に周知する措置」である必要がある点に留意する必要がある。</p> <p>[不当景品類及び不当表示防止法施行規則] （法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置）</p> <p>第八条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、課徴金対象行為に係る表示が同条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。</p> <p>[本法] （課徴金納付命令）</p> <p>第八条 （略）</p>

改定	現行
<p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(5) 想定例</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(5) 想定例</p> <p>①・② (略)</p>
<p>③ 事業者Cが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品cの取引に際して、商品cについて優良誤認表示を内容とするポスターを平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間自己の店舗内及び店頭に掲示した場合、事業者Cの課徴金対象行為をした期間は、平成31年4月1日から令和元年9月30日までとなる。</p> <p>事業者Cが、令和元年10月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品cの取引を継続し、最後に取引をした日が令和元年12月31日であった場合、課徴金対象期間は平成31年4月1日から令和元年12月31日までとなる。</p>	<p>③ 事業者Cが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品cの取引に際して、商品cについて優良誤認表示を内容とするポスターを平成31年4月1日から同年9月30日までの間自己の店舗内及び店頭に掲示した場合、事業者Cの課徴金対象行為をした期間は、平成31年4月1日から同年9月30日までとなる。</p> <p>事業者Cが、平成31年10月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品cの取引を継続し、最後に取引をした日が平成31年12月31日であった場合、課徴金対象期間は平成31年4月1日から同年12月31日までとなる。</p>

改定	現行
<p>④ 事業者Dが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品 d の取引に際して、商品 d について優良誤認表示を内容とするテレビコマーシャルを令和元年10月1日から同月31日までの間テレビ放送局に放送させた場合、事業者Dの課徴金対象行為をした期間は、令和元年10月1日から同月31日までとなる。</p> <p>事業者Dが、令和元年11月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品 d の取引を継続し、令和2年4月30日に取引をした上で、最後に取引をした日が令和2年8月31日であった場合、課徴金対象期間は、令和元年10月1日から令和2年4月30日（課徴金対象行為をやめてから6か月経過日までの最後の取引日）までとなる。</p>	<p>④ 事業者Dが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品 d の取引に際して、商品 d について優良誤認表示を内容とするテレビコマーシャルを平成31年10月1日から同月31日までの間テレビ放送局に放送させた場合、事業者Dの課徴金対象行為をした期間は、平成31年10月1日から同月31日までとなる。</p> <p>事業者Dが、平成31年11月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品 d の取引を継続し、平成32年4月30日に取引をした上で、最後に取引をした日が平成32年令和2年8月31日であった場合、課徴金対象期間は、平成31年10月1日から平成32年4月30日（課徴金対象行為をやめてから6か月経過日までの最後の取引日）までとなる</p>
<p>⑤ 事業者Eが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品 e の取引に際して、商品 e について有利誤認表示を内容とするウェブサイトが令和元年11月1日から令和2年4月30日までの間公開した場合、事業者Eの課徴金対象行為をした期間は、令和元年11月1日から令和2年4月30日までとなる。</p> <p>事業者Eが令和2年5月1日以降も商品 e の取引を継続し（同年7月31日にも取引をしていた。）、最後に取引をした日が令和4年9月30日であったが、令和2年7月31日に一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとっていた場合、課徴金対象期間は、令和元年11</p>	<p>⑤ 事業者Eが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品 e の取引に際して、商品 e について有利誤認表示を内容とするウェブサイトが平成31年11月1日から平成32年4月30日までの間公開した場合、事業者Eの課徴金対象行為をした期間は、平成31年11月1日から平成32年4月30日までとなる。</p> <p>事業者Eが平成32年5月1日以降も商品 e の取引を継続し（同年7月31日にも取引をしていた。）、最後に取引をした日が平成34年9月30日であったが、平成32年7月31日に一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとっていた場合、課徴金対象期間は、平成31</p>

改定	現行
<p>月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までとなる。</p>	<p>年 11 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日までとなる。</p>
<p>2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」</p> <p>課徴金対象行為は優良・有利誤認表示をする行為であるから、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、優良・有利誤認表示をする行為の対象となった商品又は役務である。その「商品又は役務」は、課徴金対象行為に係る表示内容や当該行為態様等に応じて個別事案ごとに異なるものであるから、全ての場合を想定して論じることができないが、以下、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」に関する考え方の例を記載することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業者が、自己の供給する商品又は役務を構成する一部分の内容や取引条件について問題となる表示をした場合において、(当該商品又は役務の一部が別の商品又は役務として独立の選択〔取引〕対象となるか否かにかかわらず) その問題となる表示が、商品又は役務の一部ではなく商品又は役務そのものの選択に影響を与えるときには、(当該商品又は役務の一部でなく) 当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」となる。</p> <p><想定例></p> <p>① 事業者Cが、自ら運営するレストラン1店舗においてコース料理cを一般消費者に提供するに当たり、平成31年1月10日から令和元年12月28日までの間、当該料理について、「松阪牛ステーキを</p>	<p>2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」</p> <p>課徴金対象行為は優良・有利誤認表示をする行為であるから、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、優良・有利誤認表示をする行為の対象となった商品又は役務である。その「商品又は役務」は、課徴金対象行為に係る表示内容や当該行為態様等に応じて個別事案ごとに異なるものであるから、全ての場合を想定して論じることができないが、以下、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」に関する考え方の例を記載することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業者が、自己の供給する商品又は役務を構成する一部分の内容や取引条件について問題となる表示をした場合において、(当該商品又は役務の一部が別の商品又は役務として独立の選択〔取引〕対象となるか否かにかかわらず) その問題となる表示が、商品又は役務の一部ではなく商品又は役務そのものの選択に影響を与えるときには、(当該商品又は役務の一部でなく) 当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」となる。</p> <p><想定例></p> <p>① 事業者Cが、自ら運営するレストラン1店舗においてコース料理cを一般消費者に提供するに当たり、平成31年1月10日から同年12月28日までの間、当該料理について、「松阪牛ステーキを堪能</p>

改定	現行
<p>堪能できるコース料理」等との記載があるウェブサイトを開示することにより、あたかも、当該コース料理中のステーキに松阪牛を使用しているかのように表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案</p> <p>当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該コース料理の選択に影響を与えることとなるから、事業者Cの課徴金対象行為に係る役務（料理）は、「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」と示して提供した当該コース料理となる。</p>	<p>できるコース料理」等との記載があるウェブサイトを開示することにより、あたかも、当該コース料理中のステーキに松阪牛を使用しているかのように表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案</p> <p>当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該コース料理の選択に影響を与えることとなるから、事業者Cの課徴金対象行為に係る役務（料理）は、「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」と示して提供した当該コース料理となる</p>
<p>② 事業者Dが、自ら運営する旅館1軒において宿泊役務dを一般消費者に提供するに当たり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、当該宿泊役務について、「一番人気！肉食系集合！！松阪牛ステーキ宿泊プラン」等との記載があるウェブサイトを開示することにより、あたかも、当該宿泊役務の利用者に提供する料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案</p> <p>当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該宿泊役務の選択に影響を与えることとなるから、事業者Dの課徴金対象行為に係る役務は、「松阪牛ステーキ」と示して提供した料理を含む当該宿泊役務となる。</p>	<p>② 事業者Dが、自ら運営する旅館1軒において宿泊役務dを一般消費者に提供するに当たり、平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間、当該宿泊役務について、「一番人気！肉食系集合！！松阪牛ステーキ宿泊プラン」等との記載があるウェブサイトを開示することにより、あたかも、当該宿泊役務の利用者に提供する料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案</p> <p>当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該宿泊役務の選択に影響を与えることとなるから、事業者Dの課徴金対象行為に係る役務は、「松阪牛ステーキ」と示して提供した料理を含む当該宿泊役務となる。</p>
<p>(3)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、具体的に「著しく優</p>	<p>(3)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、具体的に「著しく優</p>

改定	現行
<p>良」と示された（「著しく有利」と誤認される）商品又は役務に限られる。</p>	<p>良」と示された（「著しく有利」と誤認される）商品又は役務に限られる。</p>
<p><想定例></p>	<p><想定例></p>
<p>① 事業者Eが、自ら運営するレストラン1店舗において料理eを一般消費者に提供するに当たり、平成30年7月1日から令和元年12月31日までの間、同店舗内に設置したメニューにおいて、当該料理について、「松阪牛すき焼き」等と記載することにより、あたかも、記載された料理に松阪牛を使用しているかのように表示をしていたものの、実際には、平成30年7月14日から令和元年12月31日までの間、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案</p> <p>事業者Eの課徴金対象行為に係る役務（料理）は、事業者Eが松阪牛を使用していないにもかかわらず松阪牛すき焼きと示して提供した当該すき焼き料理となる（事業者Eが平成30年7月1日から同月13日までの間に実際に松阪牛を使用して提供したすきやき料理は課徴金対象行為に係る役務（料理）とならない。）。</p>	<p>① 事業者Eが、自ら運営するレストラン1店舗において料理eを一般消費者に提供するに当たり、平成30年7月1日から平成31年12月31日までの間、同店舗内に設置したメニューにおいて、当該料理について、「松阪牛すき焼き」等と記載することにより、あたかも、記載された料理に松阪牛を使用しているかのように表示をしていたものの、実際には、平成30年7月14日から平成31年12月31日までの間、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案</p> <p>事業者Eの課徴金対象行為に係る役務（料理）は、事業者Eが松阪牛を使用していないにもかかわらず松阪牛すき焼きと示して提供した当該すき焼き料理となる（事業者Eが平成30年7月1日から同月13日までの間に実際に松阪牛を使用して提供したすきやき料理は課徴金対象行為に係る役務（料理）とならない。）。</p>
<p>② （略）</p>	<p>② （略）</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>4 売上額の推計</p>	<p>[新設]</p>
<p>本法第8条第4項は、違反行為をした事業者が、当該課徴金行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について本法第25条第</p>	

改定	現行
<p><u>1項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしない場合において、当該違反行為をした事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実を把握することができない期間における売上額（本法第8条第1項に定める売上額をいう。以下同じ。）を内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができるとを定めている。具体的な推計方法は、本規則第8条の2で定めている。</u></p> <p><u>(1) 「当該事業者が課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第25条第1項による報告を求められたにもかかわらずその報告をしない場合」</u></p> <p><u>例えば、内閣総理大臣（消費者庁長官）が課徴金の計算の基礎となる事実を把握するために、事業者に対して本法第25条第1項の規定による報告命令を発したにもかかわらず、課徴金を計算するために必要となる事実に関する資料を保管していない（欠落している）等により、その報告をしないときである。</u></p> <p><u>(2) 具体的な推計方法</u></p> <p><u>課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における売上額の日割平均額に、課徴金対象期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗じて算出する（本規則第8条の2）。</u></p>	

改定	現行
<p><u>〔本規則〕</u></p> <p><u>（法第八条第四項に規定する内閣府令で定める合理的な方法）</u></p> <p><u>第八条の二 法第八条第四項に規定する内閣府令で定める合理的な方法は、課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における同条第一項に定める売上額を当該期間の日数で除して得た額に、課徴金対象期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。</u></p> <hr/> <p><u>5 課徴金の額の加算</u></p> <p><u>事業者が、①本法第 25 条第 1 項に基づく報告徴収等が行われた日、②本法第 8 条第 3 項の規定による資料の提出の求めが行われた日、又は、③本法第 15 条第 1 項の通知が行われた日のうち最も早い日（以下「基準日」という。）から遡り 10 年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、「当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者」である場合には、本法第 8 条第 1 項に定める課徴金の算定率は 3 % から 4. 5 %（以下「割増算定率」という。）に引き上げられ、課徴金の額が加算される（本法第 8 条第 5 項及び第 6 項）。</u></p> <p><u>「当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者」に当たるのは、基準日から遡り 10 年以内に課徴金納付命令を受けた日のうち最も早い日以後において課徴金対象行為をしていた</u></p>	

改定	現行
<p>場合に限られる。なお、課徴金対象行為をした事業者が合併により消滅したときは、当該事業者がした課徴金対象行為を、合併後存続し、又は合併により設立された法人（以下「存続会社等」という。）がした課徴金対象行為とみなして課徴金の納付を命ずることとなるが（本法第12条第3項）、この場合において、存続会社等が基準日から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けていたとしても、割増算定率が適用されることはない（同条第4項の場合も同様である。）。</p> <p>〔本法〕</p> <p>（課徴金納付命令）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。</p> <p>6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。</p> <p>一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）</p>	

改定	現行
<p>二 <u>第三項の規定による資料の提出の求め</u></p> <p>三 <u>第十五条第一項の規定による通知</u></p>	
<p>第5「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か</p> <p>事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、当該事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき」は、消費者庁長官は、課徴金の納付を命ずることができない（本法第8条第1項ただし書）。</p> <p>なお、「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、事業者が課徴金対象行為をした場合に判断する必要があるものである。したがって、例えば、事業者が、公正競争規約に沿った表示のように優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合等、課徴金対象行為が成立しないときは、当該事業者について、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かを判断するまでもなく、課徴金の納付を命ずることはない。</p>	<p>第5「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か</p> <p>事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、当該事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき」は、消費者庁長官は、課徴金の納付を命ずることができない（本法第8条第1項ただし書）。</p> <p>なお、「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、事業者が課徴金対象行為をした場合に判断する必要があるものである。したがって、例えば、事業者が、公正競争規約に沿った表示のように優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合等、課徴金対象行為が成立しないときは、当該事業者について、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かを判断するまでもなく、課徴金の納付を命ずることはない。</p>
<p>[本法]</p> <p>(課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象</p>	<p>[本法]</p> <p>(課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象</p>

改定	現行
<p>行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>1 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」</p> <p>課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に</p>	<p>1 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」</p> <p>課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に</p>

改定	現行
<p>該当することを「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより、個別事案ごとに判断されることとなる（なお、ここでいう正常な商慣習とは、一般消費者の利益の保護の見地から是認されるものをいう。したがって、仮に、例えば自己の供給する商品の内容について一切確認することなく表示をするといった一定の商慣習が現に存在し、それには反していなかったとしても、そのことによって直ちに「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」わけではないことに留意する必要がある。）。</p> <p>当該判断に当たっては、当該事業者の業態や規模、課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容、課徴金対象行為に係る表示内容及び課徴金対象行為の態様等を勘案することとなるが、当該事業者が、必要かつ適切な範囲で、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成 26 年内閣府告示第 276 号）に沿うような具体的な措置を講じていた場合には、「相当の注意を怠つた者でない」と認められると考えられる。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>該当することを「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより、個別事案ごとに判断されることとなる（なお、ここでいう正常な商慣習とは、一般消費者の利益の保護の見地から是認されるものをいう。したがって、仮に、例えば自己の供給する商品の内容について一切確認することなく表示をするといった一定の商慣習が現に存在し、それには反していなかったとしても、そのことによって直ちに「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」わけではないことに留意する必要がある。）。</p> <p>当該判断に当たっては、当該事業者の業態や規模、課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容、課徴金対象行為に係る表示内容及び課徴金対象行為の態様等を勘案することとなるが、当該事業者が、必要かつ適切な範囲で、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成 26 年内閣府告示第 276 号）に沿うような具体的な措置を講じていた場合には、「相当の注意を怠つた者でない」と認められると考えられる（<u>「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」</u>：http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141114premiums_5.pdf）。</p> <p>2・3（略）</p>

改定	現行
<p>第6 規模基準</p> <p>本法第8条第1項の規定により算定した課徴金額が150万円未満（課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額が5000万円未満）であるときは、課徴金の納付を命ずることができない（本法第8条第1項ただし書）。</p> <p>なお、「その額」すなわち「課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」に3%（課徴金の額の加算がされる場合は4.5%）を乗じて得た額（本法第8条の規定により算定した課徴金額。算定方法について前記第4参照。）が150万円以上である場合、課徴金対象行為に該当する事実の報告や返金措置の実施による課徴金額の減額の結果、減額後の金額が150万円未満になったとしても、当該減額後の金額について、課徴金の納付を命ずることとなる。</p> <p><想定例></p> <p>事業者が行った課徴金対象行為について、本法第8条第1項の規定により算定した課徴金額が200万円である場合において、当該事業者が本法第9条の要件を満たす課徴金対象行為に該当する事実の報告を行い課徴金額から50%相当額が減額され、更に所定の要件を満たす返金措置の実施により課徴金額から50万円が減額されることとなったとき、当該事業者に対して、50万円（200万円－200万円</p>	<p>第6 規模基準</p> <p>本法第8条第1項の規定により算定した課徴金額が150万円未満（課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額が5000万円未満）であるときは、課徴金の納付を命ずることができない（本法第8条第1項ただし書）。</p> <p>なお、「その額」すなわち「課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」に3%を乗じて得た額（本法第8条第1項本文により算定した課徴金額。算定方法について前記第4参照。）が150万円以上である場合、課徴金対象行為に該当する事実の報告や返金措置の実施による課徴金額の減額の結果、減額後の金額が150万円未満になったとしても、当該減額後の金額について、課徴金の納付を命ずることとなる。</p> <p><想定例></p> <p>事業者が行った課徴金対象行為について、本法第8条第1項の規定により算定した課徴金額が200万円である場合において、当該事業者が本法第9条の要件を満たす課徴金対象行為に該当する事実の報告を行い課徴金額から50%相当額が減額され、更に所定の要件を満たす返金措置の実施により課徴金額から50万円が減額されることとなったとき、当該事業者に対して、50万円（200万円－200万円</p>

改定	現行
<p>×50%－50万円)の課徴金の納付を命ずることとなる。</p> <p>[本法] (課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>円×50%－50万円)の課徴金の納付を命ずることとなる。</p> <p>[本法] (課徴金納付命令)</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第7 課徴金納付命令に関する不実証広告規制</p> <p>消費者庁長官は、課徴金納付命令に関し、例えばダイエット効果を標ぼうする商品や器具等の効果や性能に関する表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があるときは、当該表示を行った事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理</p>	<p>第7 課徴金納付命令に関する不実証広告規制</p> <p>消費者庁長官は、課徴金納付命令に関し、例えばダイエット効果を標ぼうする商品や器具等の効果や性能に関する表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があるときは、当該表示を行った事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理</p>

改定	現行
<p>的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示を優良誤認表示と推定する（本法第8条第3項）。</p> <p>事業者は、自らが行った表示について本法第8条第3項の規定により優良誤認表示であると「推定」された場合には、資料提出期間経過後であっても、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す新しい資料を提出し、当該表示が優良誤認表示には該当しないことを主張することができる。</p> <p>なお、合理的な根拠を示す資料の提出要求は、上記のとおり課徴金納付命令に関して行われる場合のほか、本法第7条第2項により、同条第1項による命令（措置命令）に関して行われる場合がある。かかる場合において、当該資料の提出要求を受けた事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示は優良誤認表示とみなされる（本法第7条第2項）。</p> <p>本法第7条第2項と本法第8条第3項は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出の求めを受けた事業者が当該資料を提出しないときに、優良誤認表示であると「みなす」か「推定する」という効果の点において異なるが、その他は同様である。</p> <p>このため、本法第8条第3項の適用についての考え方、「合理的な</p>	<p>的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示を優良誤認表示と推定する（本法第8条第3項）。</p> <p>事業者は、自らが行った表示について本法第8条第3項の規定により優良誤認表示であると「推定」された場合には、資料提出期間経過後であっても、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す新しい資料を提出し、当該表示が優良誤認表示には該当しないことを主張することができる。</p> <p>なお、合理的な根拠を示す資料の提出要求は、上記のとおり課徴金納付命令に関して行われる場合のほか、本法第7条第2項により、同条第1項による命令（措置命令）に関して行われる場合がある。かかる場合において、当該資料の提出要求を受けた事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示は優良誤認表示とみなされる（本法第7条第2項）。</p> <p>本法第7条第2項と本法第8条第3項は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出の求めを受けた事業者が当該資料を提出しないときに、優良誤認表示であると「みなす」か「推定する」という効果の点において異なるが、その他は同様である。</p> <p>このため、本法第8条第3項の適用についての考え方、「合理的な</p>

改定	現行
<p>根拠」の判断基準及び表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出手続は、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針」（平成15年10月28日公正取引委員会）と同様である。</p> <p>〔本法〕 （課徴金納付命令）</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的</p>	<p>根拠」の判断基準及び表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出手続は、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針」（平成15年10月28日公正取引委員会）と同様である。</p> <p>〔本法〕 （課徴金納付命令）</p> <p>第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的</p>

改定	現行
<p>な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。</p>	<p>な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。</p>
<p>4～6 (略)</p>	
<p>第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該違反行為をした事業者 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者 	<p>第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該違反行為をした事業者 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
<p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」とい</p>	<p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表</p>

改定	現行
<p>う。) に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。</p> <p>3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。</p>	<p>示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。</p>

(施行期日)

この考え方は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号）の施行の日から施行する。